

○松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱

昭和55年9月27日

松戸市訓令甲第25号

改正 昭和57年3月31日訓令甲第4号  
昭和58年9月29日訓令甲第15号  
昭和59年9月29日訓令甲第12号  
昭和60年9月30日訓令甲第14号  
昭和63年3月31日訓令甲第5号  
平成元年3月30日訓令甲第7号  
平成3年7月10日訓令甲第10号  
平成6年12月28日訓令甲第16号  
平成9年2月13日訓令甲第1号  
平成9年8月29日訓令甲第9号  
平成10年3月27日訓令甲第5号  
平成10年7月31日訓令甲第14号  
平成11年3月30日訓令甲第3号  
平成17年7月31日訓令甲第4号  
平成20年7月25日訓令甲第5号  
平成24年6月29日訓令甲第5号  
平成26年7月31日訓令甲第7号  
平成27年12月28日訓令甲第10号

(目的)

第1条 この訓令甲は、ひとり親家庭の父母等に対し医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料（以下「医療費等」という。）の一部を助成することにより、ひとり親家庭の父母等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令甲において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）別表第1に掲げる程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この訓令甲にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と

同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

3 この訓令甲において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 児童の父若しくは母又は児童に父母がない場合若しくは児童の父母が監護しない場合における祖父母その他の養育者が次のいずれかに該当するときの当該父若しくは母又は養育者及び児童

ア 現に婚姻をしている状況にない者

イ 配偶者が施行令別表第2に掲げる程度の障害の状態にある者

ウ 配偶者の生死が1年(配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあつては、3か月)以上明らかでない者

エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

オ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

カ その他これらに準ずる者として市長が認める者

(2) 児童に父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合において祖父母その他の監護者が養育するときの児童

(受給資格者)

第3条 医療費等の支給対象者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されているひとり親家庭の父母等であつて、次に掲げる法律(以下「医療保険各法」という。)に基づく被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるものとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親に委託されている者

- (3) 児童福祉法第7条に規定する母子生活支援施設以外の児童福祉施設（通所により利用する施設を除く。）に措置によつて入所している児童及び当該入所児童を除くひとり親家庭の父母等
- (4) 国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、当該施設に児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している児童（以下「利用契約入所児童」という。）がいる場合は、当該利用契約入所児童を除く。）に入所している児童及び当該入所児童を除くひとり親家庭の父母等
- (5) 利用契約入所児童の父又は母
- (6) 利用契約入所児童に父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合における祖父母その他の養育者  
（所得の制限）

第4条 医療費等は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) ひとり親家庭の父母等の前年の所得（1月から6月までに申請するものにあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、施行令第2条の4第2項の表の上欄の区分に従い同表の中欄に定める額以上であるとき又は同条第4項の表の上欄の区分に従い同表の下欄に定める額以上であるとき。
  - (2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又はひとり親家庭の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第10条又は第11条に規定する額以上であるとき。
- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、法第13条の規定によるものとする。
- 3 法第12条第1項に規定する損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月の初日から翌年の7月31日までの医療費等の支給については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第1項の規定を適用しないものとする。

（助成の範囲）

第5条 助成する医療費等の額は、受給資格者の療養に要する費用の額（医療保険各法の規定による療養に要する費用の額の算定方法によつて算定された額をいう。）から次に規定する額を控除した額及び保険医療機関又は保険薬局（以下「病院等」という。）において

診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料として支払った額のうち200円を限度として市長が定める額とする。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する附加給付額
- (3) 国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額
- (5) 受給者一部負担額（入院については入院時食事療養費標準負担額及び生活療養標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円、保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円）

2 医療費等は、受給資格者が病院等で診察又は調剤を受けた日の属する月の初日から起算して2年を経過したときは、支給しない。

（受給資格登録申請）

第6条 医療費等の助成を受けようとする者は、松戸市ひとり親家庭等医療費等助成資格登録申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により確認することができるものについては、本人の同意を得た上、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 戸籍の謄本
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) ひとり親家庭の父母等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類
- (5) 18歳以上20歳未満の児童が施行令別表第1に掲げる程度の障害の状態にある場合又は配偶者が施行令別表第2に掲げる程度の障害の状態にある場合は、これを証する年金証書又は診断書
- (6) 養育費の支払い状況を証する書類

2 前項本文の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

（受給資格登録決定通知）

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査して登録の可否を決定し、松戸市ひとり親家庭等医療費等受給資格登録（却下）通知書（第2号様式）により申請者に

通知するものとする。

- 2 資格登録の有効期間は、申請書を受理した日の属する月の翌月の初日から同日以後最初に到来する7月31日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本市に転入する日の前日において本市以外の市町村（特別区を含む。）が実施するひとり親家庭の父母等の福祉の向上を図ることを目的とする医療費等の助成を受けていた者が前条の申請をしたときは、資格登録の有効期間は、当該転入の日から同日以後最初に到来する7月31日までとする。

（登録の継続）

第8条 前条に規定する受給資格登録を受けた者が、当該登録の日以後最初に到来する8月1日以降も引き続き医療費等の助成を受けようとするときは、松戸市ひとり親家庭等医療費等受給資格継続登録申請書（第3号様式）に第6条第1項各号に掲げる書類を添えて、同日から同月31日までの間に、市長に提出しなければならない。それ以後も同様とする。

- 2 第6条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の資格登録の継続について準用する。

（届出義務）

第9条 受給資格者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに松戸市ひとり親家庭等医療費等受給資格登録変更届書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 医療保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があつたとき。
- (3) 第3条第1項に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。
- (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

（助成の申請及び決定）

第10条 受給資格者は、医療費等の助成を受けようとするときは、松戸市ひとり親家庭等医療費等助成申請書（第5号様式）に保険診療点数又は保険調剤点数等が明記されている領収書（当該申請書に病院等の給付にかかった証明を受けたときを除く。）を添付し、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査して医療費等の助成の可否を決定し、松戸市ひとり親家庭等医療費等助成決定（却下）通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（損害賠償の調整）

第11条 医療費等の助成を受けた者が、疾病又は受傷に関し損害賠償を受けた場合は、その額の限度において助成した医療費等の全部又は一部を返還させるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 医療費等の助成を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供させてはならない。

(助成費の返還)

第13条 虚偽その他不正の行為により医療費等の助成を受けた者があるときは、その者に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第14条 この訓令甲に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令甲は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月31日松戸市訓令甲第4号)

この訓令甲は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年9月29日松戸市訓令甲第15号)

(施行期日)

1 この訓令甲は、昭和58年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令甲の施行の日前に現に入院している者に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則 (昭和59年9月29日松戸市訓令甲第12号)

(施行期日)

1 この訓令甲は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令甲の施行の日前における入院又は通院に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年9月30日松戸市訓令甲第14号)

(施行期日)

1 この訓令甲は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令甲の施行の日前における入院又は通院に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月31日松戸市訓令甲第5号）

この訓令甲は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日松戸市訓令甲第7号）

（施行期日）

- 1 この訓令甲は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令甲の施行の日前における診療又は調剤に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月10日松戸市訓令甲第10号）

この訓令甲は、平成3年7月15日から施行する。

附 則（平成6年12月28日松戸市訓令甲第16号）

この訓令甲は、公布の日から施行し、この訓令甲による改正後の松戸市母子家庭等医療費等の助成に関する要綱第4条の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年2月13日松戸市訓令甲第1号）

（施行期日等）

- 1 この訓令甲は、公布の日から施行し、この訓令甲による改正後の松戸市母子家庭等医療費等の助成に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の松戸市母子家庭等医療費等の助成に関する要綱第5条の規定により医療費等の助成の決定を受けている者は、改正後の要綱第6条の規定により医療費等の受給資格登録を受けたものとみなす。

附 則（平成9年8月29日松戸市訓令甲第9号）

この訓令甲は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日松戸市訓令甲第5号）

この訓令甲は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月31日松戸市訓令甲第14号）

この訓令甲は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日松戸市訓令甲第3号）

この訓令甲は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月31日松戸市訓令甲第4号）

（施行期日）

1 この訓令甲は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令甲の施行の日前における診療又は調剤に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年7月25日松戸市訓令甲第5号)

(施行期日等)

1 この訓令甲は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この訓令甲による改正後の松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条第1項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

3 改正後の要綱第3条第2項及び第5条第1項の規定は、施行日以後に助成すべき事由の生じた医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料(以下「医療費等」という。)について適用し、施行日前に助成すべき事由の生じた医療費等及び入院時食事療養に係る標準負担額の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月29日松戸市訓令甲第5号)

この訓令甲は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年7月31日松戸市訓令甲第7号)

(施行期日等)

1 この訓令甲は、平成26年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この訓令甲による改正後の松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱第5条第2項及び第7条第3項の規定は、施行日以後に助成すべき事由の生じた医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料(以下「医療費等」という。)について適用し、施行日前に助成すべき事由の生じた医療費等については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月28日松戸市訓令甲第10号)

(施行期日)

1 この訓令甲は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令甲の施行の際、この訓令甲による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

松戸市ひとり親家庭等医療費等助成資格登録申請書										
ふりがな										
氏名										
個人番号										
生年月日				年		月		日		
住所		松戸市								
電話番号		( )								
児童扶養手当の受給状況		有 ・ 無( )								
受給している他の公費負担制度		有( ) ・ 無								
同居親族の有無		有( ) ・ 無								
個人番号										
生活保護受給の有無		有 ・ 無 ・ 申請中								
健康保険証		種類		協会・組・船・共・国・国組						
		記号番号		記号 番号						
		保険者名								
児童氏名		続柄		生年月日				障害の有無		
個人番号										
				年 月 日				有 ・ 無		
				年 月 日				有 ・ 無		
				年 月 日				有 ・ 無		
金融機関	金融機関名						支店名			
	1 普通	口座番号								
	2 当座	名義人	※ カタカナで記入							
<p>(宛先)松戸市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記のとおり、受給資格登録の申請をします。</p> <p>なお、受給資格審査に際しては、住民基本台帳、戸籍、所得状況、生活保護受給の有無について、必要な書類を関係各課から収集することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>										
<p>(状況) <input type="checkbox"/>婚姻解消 <input type="checkbox"/>死亡 <input type="checkbox"/>生死不明 <input type="checkbox"/>遺棄 <input type="checkbox"/>拘禁 <input type="checkbox"/>障害 <input type="checkbox"/>未婚 <input type="checkbox"/>その他</p>										

第2号様式

(用紙規格JIS A4)

第 号  
年 月 日

松戸市長

松戸市ひとり親家庭等医療費等助成受給資格登録(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市ひとり親家庭等医療費等受給資格登録については、松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱第7条第1項の規定により登録(却下)を決定したので通知します。

記

氏 名	
住 所	
受給者番号	
登録年月日	年 月 日
登録期間	年 月 日から 年7月31日まで
却下理由	

(教示)

松戸市ひとり親家庭等医療費等助成受給資格継続登録申請書( 年度)										
氏名					生年月日					
現住所					[電話]	( )				
勤務先					[電話]	( )				
受給状況	生活保護	受給・非受給	児童扶養手当	受給・非受給	養育費	円				
対象家族の状況	氏名	受給者番号	生年月日	同居・別居の有無	他の医療費助成の有無					
				同・別	有・無					
				同・別	有・無					
				同・別	有・無					
				同・別	有・無					
障害がある時	氏名	種別		等級・度数						
		身障・療育手帳・診断書		身障手帳・療育手帳( )級 度						
		身障・療育手帳・診断書		身障手帳・療育手帳( )級 度						
		身障・療育手帳・診断書		身障手帳・療育手帳( )級 度						
扶養義務者	氏名	続柄	生年月日	就労状況等						
				就労中・非就労・年金受給中						
				就労中・非就労・年金受給中						
				就労中・非就労・年金受給中						
加入保険	保険の種類	1国保 2組合 3協会けんぽ 4日雇 5船員 6共済								
	被保険者氏名				記号			番号		
	申請者との続柄	本人・その他( )			保険者番号(左づめ)					
	保険者名				保険者所在地					
<p>(あて先)松戸市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記のとおり、受給資格の継続登録を申請します。                  なお、受給資格審査に際しては、住民基本台帳、戸籍、所得状況、生活保護の受給の有無について、必要な資料を関係各課から収集することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>[備考欄]</p>										

松戸市ひとり親家庭等医療費等受給資格登録変更届書

年 月 日

(宛先)松戸市長

下記のとおり変更がありましたので届出します。

登録番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

変更箇所		変更前	変更後
( ふ り が な )			
氏 名			
該 当 児 童 の 氏 名 変 更	氏 名		
	氏 名		
	氏 名		
該 当 児 童 の 増 ・ 減	氏 名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
個 人 番 号			
住 所			
転 居 ・ 転 出 年 月 日		年 月 日	
電 話 番 号			
加 入 保 険	種 別	協会・組・船・共・国・国組	
	記 号 番 号	記号	番号
	保 険 者 名		
	保 険 者 I D		
加 入 年 月 日		年 月 日	
振 込 先 口 座	金 融 機 関	銀行・信用金庫・農業共同組合	
	支 店 名	支 店	
	口 座 番 号	普通・当座	
	口 座 名 義 人		

登録番号	
------	--

松戸市ひとり親家庭等医療費等助成申請書

年 月 日

(宛先)松戸市長

住所 松戸市 \_\_\_\_\_  
 電話 ( ) \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり医療費等の助成を申請します。

受診者氏名		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
生年月日	年 月 日	

下欄太線内は、保険医療機関又は保険薬局で証明を受けて下さい。(記入の漏れがありますと処理を行えません。)

保険医療機関・証明手数料	診療・調剤報酬証明書(入院・通院・歯科・調剤) ※ 該当事項に○印を付けてください。			
	診療・調剤年月	年 月	診療報酬総点数	点
	公費負担額	有( )・無	調剤報酬総点数	点
	入院延べ日数	日	施術機関での3割額	円
	入院時食事療養費本人負担額	円( 円× 回)		
証明手数料	無料・円			
保険薬局	上記のとおり証明します			
	住所			
	医療機関名 又は薬局名	印(法人)		
	代表者名	印(代表者)		

(医療機関の方へ)

- ①保険診療分が助成の対象となります。助成金額は「診療・調剤総点数」から算出します。
- ②柔整療養分は「施術機関での3割額」欄に受診者が支払う保険診療分の3割金額を記入してください。

市処理欄

市 審 査	自己負担額	付加給付額等	一部負担額	証明手数料	助成交付額
	A	B	C	D	A-B-C+D=E
医	円	有・無	円		
食	円				
薬	円				

- 注 1 診療・調剤報酬証明手数料は、200円を限度として助成されます。
- 2 診療・調剤等を受けた日の属する月から2年を経過したときは助成対象外となります。
- 3 個人ごと、月ごと、診療・調剤所等ごとに、1枚の申請書を記入してください。  
(領収書・レシート等のみ提出は処理できません)
- 4 他の公的医療費の援助を受けた場合には、ひとり親医療費において助成を受けることはできません。
- 5 助成金の支給は、申請された月の翌月末頃になります。

第 号  
年 月 日

松戸市長

松戸市ひとり親家庭等医療費等助成決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありました松戸市ひとり親家庭等医療費等助成申請については、松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱第10条第2項の規定により決定(却下)を決定したので通知します。

記

受給者番号	
氏名	
交付決定額	円
振込日	年 月 日
振込口座	

助成額内訳

診療月	種別	入・外	医療機関名	自己負担額	食事療養費	高額療養等	高額療養等	一部負担金	助成決定額
合 計									

(教示)

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式